

## 台風又来襲による事故発生のための措置について

### 生徒

1. 暴風警報発令中 ⇒ 休業
2. 正午までに解除(12:00)かつバスの運行が再開 ⇒ 登校（解除の時刻またはバスの運行再開の時刻の遅い方の2時間後に授業を行う）
3. 正午以後に解除（12:00） ⇒ 引き続き休業

#### 補足

テレビの画面にニューステロップで「教育庁から休校」の知らせが表示される。又は、ラジオで「教育庁から休校」の放送があったときは休校とする。

### 職員

1. 業務の停止措置について
  - ▽業務の停止時期については、学校長が次の2つの要件を満たすことにより判断するものとする。
    - (1) 当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想される時。
    - (2) 当該区域において、バスの運行が停止することが明らかとなるとき。
2. 業務の再開措置について
  - ▽学校長は、次の2つの要件のうちいずれかを満たし、かつ台風又来襲による事故発生のおそれなくなったと判断した場合は、停止した業務を速やかに再開するものとする。
    - (1) 当該区域が暴風域外となったとき。
    - (2) 当該区域において、バスの運行が再開されたとき。
  - ▽業務の再開時間が勤務時間終了前3時間以内になる場合にあっては、業務の再開をしなくてもよいものとする。
3. 職員の責務について
  - 職員は、暴風警報が発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるというものでないことに留意するとともに、業務の停止措置がなされたか否かを学校長に確認し、その指示に従うものとする。